

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則の  
一部を改正する規則（案）の概要

商工労働部産業人材課

1 改正の内容

より効果的な訓練を提供するため、令和8年度の訓練より職域開拓コースの訓練科を基礎実務科に移行し、千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則における情報事務科及び基礎実務科の訓練生定員を改正することとします。

現行		改正案	
<b>【情報事務科】</b>		<b>【情報事務科】</b>	
PC・ビジネスコース 職域開拓コース	30人	PC・ビジネスコース	20人
<b>【基礎実務科】</b>		<b>【基礎実務科】</b>	
基礎実務コース	20人	基礎実務コース 職域開拓コース	30人
短期実務コース	5人	短期実務コース	5人

2 施行期日（予定）

令和8年4月1日